

7) グローバリゼーション部門

見矢野マリ（教授・国際法）

2020 年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

本年度は、継続及び新規の外部的競争資金を得て、①国際環境法における手続的義務の意義、②海洋生物資源の保全と管理に関する国際法の発展と日本の国内実施、及び、③日露越境環境協力と北東アジア地域の持続可能な発展にかかるテーマについて、学外研究者との共同研究も含め、精力的に研究を進めた。

まず、継続及び新規に獲得した外部的競争資金は下記の通りである（本人が研究代表者／機関代表者のもののみ）。1)「SDGs 時代における漁業資源管理の統合的ガバナンス—サケを巡る法政策の国際比較」、基盤研究(B), 研究代表者：見矢野マリ, 令和 2 年度～5 年度, 課題番号：20H01441；2)「グローバル時代における漁業法政策の日韓比較研究—国際規範の受容と伝統的秩序の変動」、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 (B) ），研究代表者：見矢野マリ, 令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度, 課題番号 19KK0028；3)「日本とロシア間の環境協力の推進と国際法学の役割—法規範・政治・科学の関係を考える」、挑戦的萌芽研究, 研究代表者：見矢野マリ, 平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度, 課題番号 18K18549；4)「グローバル化時代における海洋生物資源法の再構築—国際・国内法政策の連関の視点から」、基盤研究(B), 研究代表者：見矢野マリ, 平成 28 年度～31 年度, 課題番号：16H03570；5)「世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究」、環境省推進費, 研究分担者（研究代表者：大塚直）, 平成 31 年度～33 年度, 課題番号 JPMEERF20191001。

ただし、コロナ禍のため当初計画していたフィールド調査、海外出張などを実施することが困難であったことから、とりわけ上記②及び③については、苦心しながら研究活動は継続しつつ（オンライン研究会、オンライン通じた国際会議への出席、専門家との意見交換など）も、当初の予定通りに成果を出すことができなかった。その一方で、上記①については、とりわけ近年国際法における発展の著しい環境影響評価（EIA）に関する規律に関して、掘り下げた文献調査によりかなりの成果を上げることができた。具体的には、以下の通りである。第一に、EIA に関する義務について、関連条約、その他の国際文書、国際判例、国内外の著書及び論文の収集、最新の国家実行と共に国内外の研究動向の把握、理論的な整理を継続し、深掘した。その成果は、『国際環境法講義』や『水文・水資源ハンドブック第二版』で刊行された／刊行予定の拙稿に現れている。第二に、環境分野・問題領域を横断して越境 EIA に関する義務を定型的に制度化し、関連する国際法の発展を牽引している先進的な多数国間条約（国連欧州経済委員会（UNECE）越境 EIA エスポー条約）について、最新動向も含め実証分析作業を継続した。その一環として、同条約の締約国会合に出席（オンライン）し参与観察を行う（2020 年 12 月：ヴィルニウス・リトアニア）とともに、同条約の採択 30 周年記念パネルで招待講演を行い（末尾参照）、政府代表を含む専門家と討論等を行った。その成果の一部は、*Yearbook of International Environmental Law*（第 31 巻）に収録されるペーパーのなかにも組み込まれる。第三に、天然資源・エネルギーの利用に関する国際条約のうち、特に国連海洋法条約の下における EIA の実施義務やその実施要請について、最新動向に関する文献調査を行った。具体的に

は、同条約の下で進行中の「国家管轄外区域の海洋生物多様性」に関する国際的な法的文書の作成交渉における同条約第 12 部に定める EIA に関する義務の具体化の作業と、同条約第 11 部及び同実施協定に基づく深海底鉱物資源の開発規則案における EIA に関する義務の制度化のプロセスに関する分析である。また、それを踏まえて、さらに世界憲章草案第 5 条のあり方から想定される EIA に関する国際義務の今後の発展の方向性を考慮しつつ、EIA をめぐる日本の環境法政策への示唆についても再整理に着手した。その成果の一部は、『環境法研究』第 11 号掲載の拙稿や、環境経済政策学会 2020 年大会における研究報告において発表された。

その他(教育活動ほか)

教育活動としては、下記の科目を担当した。学部「演習 I I」(前期及び後期各 3 単位)、法科大学院「国際法 B」(2 単位)、公共政策大学院・研究大学院合併「国際法環境法」(2 単位)。これは、従来よりも少ない担当数であるところ、2018 年度より担当を継続していた全学関係職(総長補佐(学生支援担当)、2018 年 8 月新設の学生相談総合センター長)による多忙ゆえに、同じ国際法専攻の同僚の厚意によりとりわけ前期科目の負担を軽減して頂いたことによる。とはいえ、とりわけ新設の学生相談総合センターの立上げ作業と、大学全体の学生緊急事態対応のための諸制度の整備にかかる全学用務は恒常的に多忙をきわめ、教育・研究活動との両立は筆舌に尽くしがたいほど大変であった。

なお、兼務教員として、アイヌ・先住民研究センター及び北極域研究センターの研究・教育活動にも、一定程度参画した。

論文

論文標題	誌名	発行年	頁
国際環境法の発展と「世界環境憲章」における未然防止（prevention）原則及び環境影響評価（EIA）・影響監視の義務—既存の国際規範との異同に着目して—	環境法研究	第 11 号 2020	31-64
国際水法の体系	水文・水資源学会編『水文・水資源ハンドブック第二版』	in press	
国際環境法における手続的義務	西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』	2020	46-59
3. Transboundary Environmental Co-operation: A. Prior Information / Consultation / Environmental Impact Assessment	Yearbook of International Environmental Law	Vol. 31, in press	

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
（招待講演）The Espoo Convention in a Global Context: Its Contribution to the Development of International Environmental Law	The High-level event to mark the thirtieth anniversary of the Convention, the Meeting of the Parties to the Espoo Convention, 8th session and Meeting of the Parties to the Protocol on SEA, 4th session, United Nations Economic Commission for Europe (UNECE)	11 December 2020	Vilnius, Lithuania
「世界環境憲章草案」と環境影響評価—国際環境法の発展動向と日本の法政策をめぐる課題—	環境経済政策学会 2020 年大会	2020 年 9 月 26 日	オンライン